

令和元年第2回（6月）町議会定例会提出議案等の概要

○議案第17号 令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）

〔総務部企画財政課〕

京都府から事業委託を受けて実施する学びの深化プロジェクト実施校研究事業費等を追加補正するもの。

既定額	6,205,000 千円
補正額	1,888 千円
計	6,206,888 千円

【主要事業】

- ・ 学びの深化プロジェクト実施校研究事業費 149 千円

【債務負担行為】

- ・ 新庁舎環境整備事業（通信設備等） 令和元年度～令和9年度 55,000 千円
（内容）電話施設整備、LANケーブル整備、入室管理システム・監視カメラ設備整備、デジタルサイネージ整備
- ・ 新庁舎環境整備事業（機械警備） 令和元年度～令和7年度 4,300 千円
（内容）機械警備
- ・ 新庁舎環境整備事業（什器等） 令和元年度～令和2年度 110,000 千円
（内容）事務用備品等の什器等整備

○議案第18号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔総務部税住民課〕

地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月29日に公布されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うもの。主な改正内容は、個人住民税の非課税措置、軽自動車税のグリーン化特例の適用対象の見直し等。

○議案第19号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔健康福祉部福祉課〕

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。主な改正内容は、災害援護資金の貸付に係る保証人、利率及び償還方法の規定の見直し等。

○議案第20号 宇治田原町土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔建設事業部建設環境課〕

町内の無秩序な土採取事業をなくし、生活環境の破壊及び災害の防止を図るために、罰則規定の強化について改正を行うもの。

○議案第21号 宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔建設事業部建設環境課〕

町内の無秩序な土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為をなくし、生活環境の破壊及び災害の防止を図るために、罰則規定の強化について改正を行うもの。

○議案第 22 号 土地の取得について

〔建設事業部プロジェクト推進課〕

新市街地都市公園用地として、土地を取得したいので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

○議案第 23 号 京都地方税機構規約の変更について

〔総務部税住民課〕

京都地方税機構が処理する事務に、新たに固定資産税のうち償却資産に係る申告書等の受付等の事務を追加するとともに、平成 28 年度及び平成 31 年度税制改正に対応するため、その規約の一部を変更することについて、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるもの。

○議案第 24 号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

〔総務部税住民課〕

地方税法等の一部を改正する法律等が本年 3 月 29 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本条例について所要の改正を行ったもの。主な改正内容は、住宅ローン控除の拡充に伴う措置等。

○議案第 25 号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

〔健康福祉部介護医療課〕

地方税法施行令等の一部を改正する政令等が、本年 3 月 29 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本条例について所要の改正を行ったもの。改正内容は、国民健康保険税における基礎課税額において、被保険者の負担能力に応じた負担を求めるため、国民健康保険税条例に定める賦課限度額について、基礎課税額を 58 万円から 61 万円に引き上げる一方、低所得者層に対しては、負担軽減を図るため、軽減額算定所得の算定方法を変更し、2 割及び 5 割軽減適用対象者の拡充を図るもの。

○議案第 26 号 宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

〔健康福祉部介護医療課〕

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が本年 3 月 29 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本条例について所要の改正を行ったもの。改正内容は、平成 27 年 4 月から設けている消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを、今般の令和元年 10 月以降の消費税率 10% への引上げに合わせて更に保険料の軽減強化を図るもの。

○報告第 2 号 平成 30 年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書について

〔総務部企画財政課〕

平成 30 年度宇治田原町一般会計補正予算第 3 号、第 4 号及び第 5 号で繰越明許費の設定を行った新庁舎建設事業費、宇治田原山手線整備事業費、新市街地連絡道路整備事業費、新市街地都市公園整備事業費などに係る繰越明許費繰越計算書を調製し、報告するもの。

○報告第3号 平成30年度宇治田原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

〔建設事業部上下水道課〕

平成30年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算第2号で繰越明許費の設定を行った公共下水道に係る管渠整備事業の繰越明許費繰越計算書を調製し、報告するもの。

○報告第4号 平成30年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書について

〔建設事業部上下水道課〕

平成30年度宇治田原町水道事業会計で繰り越した、配水管移設等事業等に係る水道事業会計予算繰越計算書を調製し、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するもの。

○報告第5号 平成30年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書について

〔総務部企画財政課〕

地方自治法第221条第3項の法人である城南土地開発公社について、法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を説明する資料を作成し、議会に報告するもの。

○報告第6号 平成31年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について

〔総務部企画財政課〕

地方自治法第221条第3項の法人である城南土地開発公社について、法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を説明する資料を作成し、議会に報告するもの。